

5.1 CCライセンス

■ CCライセンスには以下の6種類がある。

- ▶ ①商業利用を許可するか（許可／不許可）、②改変を許可するか（許可／不許可／許可するが同一利用ルール利用）の2つの利用条件の組み合わせで生成される。

イメージ	ライセンス名称	利用の条件		
		出典表示	商業利用	改変
	表示 2.1 日本 (CC-BY 2.1 Japan)	必須 (タイトル、全ての著作者、URLを表示)	許可	改変を許可する (※)
	表示-非営利 2.1 日本 (CC-BY-NC 2.1 Japan)	必須 (タイトル、全ての著作者、URLを表示)	許可しない (改変されたものの商業利用も許可しない)	改変を許可する (※)
	表示-改変禁止 2.1 日本 (CC-BY-ND 2.1 Japan)	必須 (タイトル、全ての著作者、URLを表示)	許可	許可しない
	表示-非営利-改変禁止 2.1 日本 (CC-BY-NC-ND 2.1 Japan)	必須 (タイトル、全ての著作者、URLを表示)	許可しない	許可しない
	表示-継承 2.1 日本 (CC-BY-SA 2.1 Japan)	必須 (タイトル、全ての著作者、URLを表示)	許可	改変を許可するが、改変されてきた二次的著作物は、このライセンスと同一のライセンスを採用すること。(※)
	表示-非営利-継承 2.1 日本 (CC-BY-NC-SA 2.1 Japan)	必須 (タイトル、全ての著作者、URLを表示)	許可しない (改変されたものの商業利用も許可しない)	改変を許可するが、改変されてきた二次的著作物は、このライセンスと同一のライセンスを採用すること。(※)

※著作者の人格権を侵害する改変は許可しない

5.2 CC-BYライセンス

■ 概要

- ▶ CCライセンスの中で、最も利用の制約が少ない利用ルールで、出典を表示すれば自由に利用できる。
- ▶ 各国の法制度にあわせるために利用ルールの改訂が行われており、2014年3月時点で、国際的にはバージョン4.0が利用され始めている。日本でもバージョン4.0が利用される予定であるが、現在は翻訳が終わっていないため、バージョン2.1が利用されている。
- ▶ CC-BYは、政府の情報をオープン化する際の利用ルールとして、海外で多く利用されている。ドイツ、オーストラリア、ニュージーランド等のデータポータルサイトや、日本の政府データカタログサイト試行版、米国の省庁のホームページ等で利用されているほか、イギリス、フランス、イタリアでは、CC-BYと互換性のあるライセンスを政府のオープンデータの利用ルールとしている。

■ 特徴

- ▶ 出典を表示すれば、複製、翻案、頒布、上演、演奏、上映、公衆送信、口述、展示、録音・録画、放送、有線放送、送信可能化、伝達等などの自由な利用を許諾する。(商業的な利用も可能)。
- ▶ 出典を表示する際には、原作品の全ての著作権表示をそのままにして、原作者・実演家のクレジットを合理的に表示し、原作品のタイトルを表示し、指定されたURIがある場合はそれを記載しなくてはならない。また、二次的著作物をつくった場合、原著作物の利用を示すクレジットを表示する必要がある。
- ▶ 許諾者からの通知があった場合、実行可能な範囲で、許諾者又は原作者への言及を除去しなくてはならない。
- ▶ 利用が許諾されている範囲を狭めるような形でコピーコントロールを行ってはならない。

表 CC-BYライセンスのアイコン、利用状況等

項目	内容
名称	表示 2.1 日本 (CC-BY 2.1 Japan) (通称、「CC-BY」) (諸外国ではCC-BY 4.0等)
イメージ	
オープンデータで利用している国	<ul style="list-style-type: none"> • ドイツ • オーストラリア • ニュージーランド • 米国 • 日本 (政府データカタログサイト試行版) • イギリス (互換ライセンス) • フランス (互換ライセンス) • イタリア (互換ライセンス) 等

【出典】クリエイティブ・コモンズ・ジャパン ホームページ
(<http://creativecommons.jp/licenses/>) をもとに
データガバナンス委員会事務局作成